平成２１年（フ）第１３８号
岩手県北上市村崎野14地割200番地　市営塚腰住宅58号
債務者　斉藤　正彦
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１４６号
福岡県大牟田市大字田隈288番地３
債務者　松井　秀公
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第１５２号
北海道室蘭市八丁平１丁目35番15号
債務者　芳川　　諭
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１８４号
北海道室蘭市本町２丁目７番14号
債務者　田中　　亨
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１８５号
北海道登別市新生町２丁目20番地３　レジデンス・ＳⅡ204
債務者　加地　　智
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１８８号
北海道室蘭市舟見町２丁目４番５号
債務者　太田　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１８９号
北海道室蘭市東町５丁目28番14号
債務者　倉部　祐二
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１９０号
北海道白老郡白老町末広町４丁目８番18号
債務者　佐々木文雄
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第４４０号
山梨県甲府市屋形１丁目５番11号三上方
債務者　鈴木　しお
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５７５号
愛知県一宮市猿海道３丁目12番13号
債務者　倉下由美子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４８０号
香川県高松市香西東町625番地２
債務者　東原　淳夫
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４８１号
香川県高松市香西東町625番地２
債務者　東原　皓子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５４２号
香川県高松市香西東町147番地６
債務者　藤澤　利一
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５４３号
香川県高松市香西東町147番地６
債務者　藤澤　里子（旧姓和泉）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５４７号
香川県高松市三条町233番地
債務者　中打　育子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５５０号
香川県高松市川島東町755番地３
債務者　柳原　瑠美（旧姓川田）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５５１号
香川県高松市田村町817番地１市営あかつき団地２棟２号
債務者　池内　佑希（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５５２号
香川県高松市国分寺町新名227番地６　ハイム．クレイドル101号室
債務者　新開多津子（旧姓和泉）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係